

(公財) 小山育英会奨学生推薦収入基準表 (令和8年度)

以下の方法により算出した所得金額から特別控除額（「3. 特別控除額表」の該当する項目をすべて合計した金額）を差し引いた額が「1. 収入基準額表」以下であれば、対象となります。

$$\boxed{\text{認定所得金額}} = \boxed{\text{所得金額 (父母の所得金額合計)}} - \boxed{\text{特別控除額}} \leq \boxed{\text{収入基準額}}$$

○所得金額の算出方法

(ア) 紹介所得の場合

① 家計支持者双方が紹介所得の場合

- ・収入金額が多い方

「《A》紹介所得金額早見表」で求めた所得金額。

- ・収入金額が少ない方

「《B》紹介所得金額早見表」で求めた所得金額。

② 家計支持者のうち1人だけ紹介所得の場合及び家計支持者が1人の場合

「《A》紹介所得金額早見表」で求めた所得金額。

(イ) 紹介所得以外の所得の場合

所得証明書における所得金額。

※家計支持者が2人いる場合は、合計した額が所得金額となります。

1. 収入基準額表

① 高等学校奨学生 (高等専門学校含む。)

| 区分 | | 基 準 額 |
|------------------|-----|----------|
| 世 帶 人 員 | 1 人 | 1 0 3 万円 |
| | 2 人 | 1 6 5 万円 |
| | 3 人 | 1 9 0 万円 |
| | 4 人 | 2 0 6 万円 |
| | 5 人 | 2 2 1 万円 |
| | 6 人 | 2 3 4 万円 |
| | 7 人 | 2 4 6 万円 |

② 大学奨学生 (短期大学含む。)

| 区分 | | 基 準 額 |
|------------------|-----|----------|
| 世 帶 人 員 | 1 人 | 1 3 9 万円 |
| | 2 人 | 1 9 8 万円 |
| | 3 人 | 2 1 2 万円 |
| | 4 人 | 2 2 9 万円 |
| | 5 人 | 2 3 9 万円 |
| | 6 人 | 2 5 0 万円 |
| | 7 人 | 2 6 2 万円 |

※ 世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに高等学校で11万円、大学で12万円
それぞれ世帯人員7人の収入基準額に加算する。

2. 給与所得の場合における控除額

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者（収入金額が多い方）の収入金額には（A）の給与所得算定式を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）の収入金額については（B）の給与所得算定式を適用します。また、父母の一方のみが給与所得者の場合は、（A）を適用します。

（A）給与所得算定式【計算結果は《A》給与所得金額早見表のとおりです。】

| 年間収入金額 | 控除額 |
|------------------|--|
| 400万円以下 | 年間収入金額× 0.2 + 214万円 (ただし、収入金額が 268万円未満の控除額は収入金額と同額) |
| 400万円を超え 781万円以下 | 年間収入金額× 0.3 + 174万円 |
| 781万円を超える場合 | 408万円 |

（B）給与所得算定式【計算結果は《B》給与所得金額早見表のとおりです。】

| 年間収入金額 | 控除額 |
|-------------------------|---|
| 65万円以下 | 年間収入金額と同額 |
| 65万円を超え 180万円以下 | 年間収入金額× 0.4 (ただし、控除額が 65万円未満の場合は 65万円) |
| 180万円を超え 360万円以下 | 年間収入金額× 0.3 + 18万円 |
| 360万円を超え 660万円以下 | 年間収入金額× 0.2 + 54万円 |
| 660万円を超え 1,000万円以下 | 年間収入金額× 0.1 + 120万円 |
| 1,000万円を超え 1,500万円以下の場合 | 年間収入金額× 0.05 + 170万円 |
| 1,500万円を超える場合 | 245万円 |

3. 特別控除額表

| 区分 | 特別控除額 | | | | | |
|------------|-------------------------------------|----------|---------|-------|-------|--|
| 世帯を対象とする控除 | ① 母子・父子世帯であること。 | 99万円 | | | | |
| | ② 就学者のいる世帯であること。 〔児童・生徒・学生1人につき〕 | 小学校 | | | 31万円 | |
| | | 中学校 | | | 46万円 | |
| | 高等學校 | | | 自宅通学 | 自宅外通学 | |
| | | 国・公立 | | 39万円 | 69万円 | |
| | | 私立 | | 88万円 | 118万円 | |
| | | 高等専門学校 | 国・公立 | 39万円 | 69万円 | |
| | 大学 | | 4・5年次学生 | 43万円 | 72万円 | |
| | | | 1・3年次学生 | 88万円 | 118万円 | |
| | | | 4・5年次学生 | 87万円 | 116万円 | |
| | 専修学校 | 国・公立 | | 74万円 | 121万円 | |
| | | 私立 | | 133万円 | 180万円 | |
| | | 高等課程 | 国・公立 | 39万円 | 69万円 | |
| | | | 私立 | 88万円 | 118万円 | |
| 本人とする控除 | 出願者本人が高等学校・高等専門学校に進学する場合 | 障害者1人につき | | | 99万円 | |
| | 出願者本人が大学・短期大学に進学する場合 | | | | 74万円 | |

- 備考 1. 「② 就学者のいる世帯であること」による控除には出願者本人は含めない。
 2. 控除については、該当する特別の事情が2以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。
 3. 子ども（就学者、就学前の子）が2人を超える世帯については、その超える人数に申込者本人に係る特別控除額（高等学校等に進学する場合は39万円、大学等に進学する場合は74万円）に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除することができる。